

議案第 8 5 号

北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 9 年北名古屋市条例第 2 0 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、下水道事業受益者負担金の督促及び滞納処分に関する規定を設け、より明確な根拠とすることにより、徴収の公平化及び適正化を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例（平成19年北名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）の賦課及び徴収」を「（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第75条の規定に基づき、受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収すること」に改める。

第12条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

（督促及び滞納処分）

第12条 市長は、第6条に規定する負担金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に法第75条第3項の規定による督促を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による督促を受けた者が督促状に指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第75条第5項の規定により、国税徴収法（昭和34年法律第147号）の滞納処分の例により負担金及び延滞金を徴収するものとする。

（事務の委任）

第13条 市長は、前条に規定する滞納処分に関する事務を、負担金及び延滞金の徴収に関する事務に従事する職員に委任する。

（公示送達）

第14条 負担金及び延滞金の賦課徴収又は還付に関する書類の公示送達は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用する。この場合において、「前条の規定により送達すべき書類」とあるのは、「負担金及び延滞金の賦課徴収又は還付に関する書類」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年1月4日から施行する。